



家庭内則

明治三十三年

早稲田大学図書館  
文書27  
F 72









一 前多之簿冊其者号入但取細之他載其  
帳簿を別紙に引出控書し便をす

一 湿気出害ノ虞にんせ、早燂ノ季節を擇み  
毎年一回凡入を為すべし

但し書は籍日記と歟

一 刀剣、漆切、早燂ノ季節を擇油を以て保  
存すべし

債地及債地終保好

一 東京市日本橋區新町二丁目指券南地積

地ハ戸主減市任地物所三平川町五丁目十七  
番地即月三號あり之を管理すものなり

一 債地は差能人一人と違て債地債物契約地  
代取立地租を他ノ公課上の其地関し

一切ノ事ハ取扱可也

一 債借論云、一花の文樂を以て離行ノ國幣を託  
人ノ債主とすべし

一 債借令ハ差能人ノ對し債借控帳簿、差能  
人ノ求むる上ノ其債主ノ人ノ更ニ債借論云



一定の資金より更に借入し其の返済は與ふべからず  
一 差出人の所有借借人より取つた借借控  
書及び勘定書其の南の所の取寄の之と平川所  
印の所を以て納付し毎月取立付る地代金地租  
その他諸課及び支拂地租諸費用等と扣  
除し計算し乃ち取寄を以て納付する月  
毎の取寄の納付するものとす

一 差出人の所有前借納付と物納付とを以て  
為し其の計算も取寄の如く捺印し地代

金、為金確立銀行に納付するものとす

但し借借借證書、金庫の納めを以て

一月主の月々二回差出人事務利の出渡し帳簿  
及び事務取付帳況の點檢を以て取寄を以  
て載す

一 差出人の所有肥料及び糞肥料を以て金  
と以て納付するものとす

金庫管理の心住所取扱

一 金庫の倉庫中に花買手と官鑑の取寄の



係屬戸主不在宅ノ事トモ事ノ嗣子トモ  
係屬

一 地券公債證等法務式及ハ權利取得の  
證者金庫納付シテ

一 常金銀及取扱別冊雛形印何種ノ帳簿等  
當座掛及計算帳簿等確立シテ

一 金銀ノ出入及取扱等ニ對シテ  
但し取扱者ノ印シテ  
之所

一 戸主不在ノ事ニ對シテ  
換則ノ取扱者ノ其帳簿印シテ  
但し換則者ノ印シテ

明治卅一年十月二日

戸主 富山誠一  
代理 富山八代







